

介護保険料の額が改定になります

問い合わせは 介護保険室 ☎898-6158

介護保険料は介護サービス
の費用や高齢者数などを見込
み、3年ごとに見直しを行っ
ています。本年度はその改定
の年です。見直しの結果、65
歳以上の人の保険料は、各段
階とも増額になりました。詳
しくは7月中旬に郵送する保
険料額決定通知書をご覧ください。

■65歳以上の人（第1号被保
険者）の保険料
65歳になる誕生日の前日が
属する月分から算定。保険料
は、本人の所得額と4月1日
時点の世帯員の市民税課税状
況に応じて決まります。

算定方法は医療保険によっ
て異なります。詳しくは加入
している健康保険組合などに
問い合わせてください。納付
は加入している医療保険の保
険料と一括納付です。

■保険料の減免
災害など特別な事情がある
場合、申請に基づき保険料が
減免されることがあります。

■保険料を滞納すると
特別な事情がなく保険料を
滞納すると、滞納期間に応じ
て給付制限を受けます。

第1号被保険者保険料		
区分	対象	保険料額
第1段階	(1)生活保護を受けている人 (2)市民税非課税世帯で老齢 福祉年金を受給している人	2万6,000円
第2段階	市民税非課税世帯で、本人 の合計所得額と年金収入額 の合計が80万円以下の人	
特例 第3段階	市民税非課税世帯で、本人 の合計所得額と年金収入額 の合計が80万円を超え120万 円以下の人	3万6,100円
第3段階	市民税非課税世帯で、第1・ 第2・特例第3段階以外の 人	4万3,400円
特例 第4段階	本人が市民税非課税で、世 帯員に市民税課税者がいる 人のうち、本人の合計所得 額と年金収入額の合計が80 万円以下の人	5万600円
第4段階	本人が市民税非課税で、世 帯員に市民税課税者がいる 人のうち、特例第4段階以 外の人	5万7,900円
第5段階	本人が市民税課税で、合計 所得額が125万円未満の人	6万5,100円
第6段階	本人が市民税課税で、合計 所得額が125万円以上190万 円未満の人	7万2,300円
第7段階	本人が市民税課税で、合計 所得額が190万円以上400万 円未満の人	8万6,800円
第8段階	本人が市民税課税で、合計 所得額が400万円以上の人	10万1,300円

高齢者が元気に暮らせる社会に

本市では「まえばしスマイルプラン（老人福祉計画・第5期介護
保険事業計画）」を策定しました。この計画に基づいて、元気な人
も支援や介護を必要とする人も、自分らしく安心していきいきと
した生活を送れるまちづくりに取り組みます。



問い合わせは 介護高齢課 ☎898-6132

重点的な取り組み

●地域包括ケアシステム構築の実現

- ・地域包括支援センター機能の充実を図ります。
- ・各センター間の連携を強化し、地域のニーズや課
題の把握に努めます。

●地域包括支援センターの認知症対策支援の充実

- ・認知症地域支援推進員を地域包括支援センターに
配置します。
- ・成年後見制度の利用推進と制度周知を行います。
- 介護予防事業の充実

- ・介護を必要としない65歳以上の高齢者に、介護
予防教室への参加を呼び掛けます。
- ・自主グループの立ち上げ支援や介護予防・認知症
サポーターの養成を行います。
- 施設整備の計画的な推進
- ・グループホームや小規模多機能型居宅介護施設の
設置を、3つの圏域に計画します。
- ・地域バランスのとれた特別養護老人ホームの整備
を行います。
- ・短期入所施設の整備を進めます。

安全安心の暮らしのために 住宅改修を支援

問い合わせは 建築住宅課 ☎898-6834

安全で安心できる暮らしの
ために、補助金を使って住宅
を改修しませんか。耐震やエ
コ、子育てのための住宅改修
に補助を受けることができま
す。

補助の利用は1戸1回のみ
で、予算額に達した時点で受
け付けを終了します。申請書
などは市役所建築住宅課にあ
るほか、本市ホームページか
らダウンロードもできます。
対象者・対象工事など↓下表
のとおり
申し込み 6月25日(月)～12月
21日(金)に、申請書に必要事項
などを記入し、市役所建築住
宅課へ直接



対象工事	工事の具体例	対象者	対象住宅	補助金額
耐震改修に併せ た住宅改修	木造住宅耐震改修費補助の 交付を受ける工事で、耐震 改修以外の改修工事部分	次の全てに該当する人。 ①市内在住②市税を滞納 していない③申請の工事 内容について、他の補助 事業（エコポイント含む） を重複して受けていない ④本事業による補助の交 付を受けたことがない	一戸建て住宅か集 合住宅の個人事業 所がある事業者が改修 を行うもの	20万円以上かかる 工事の費用の30% (上限50万円)
エコ改修（エコ 住宅など省エネ に関する住宅の改修）	窓や床、屋根、天井、外壁 などの断熱性を高める改修 工事など			20万円以上かかる 工事の費用の30% (上限20万円)
子育て改修（18 歳未満の子ども がいる世帯の住 宅改修）	子ども部屋の模様替え、間 仕切りの変更・設置・増築 (別棟は不可)、子育てに関 する通路・段差の解消など			

建築物の不安解消します 調査や改修費用を補助

問い合わせは 建築指導課 ☎898-6752

建築物の耐震やアスベスト
について不安を感じている人
のために、改修や調査の費用
の補助を行っています。要件
などは問い合わせるか、本市
ホームページをご覧ください。

■木造住宅の耐震改修費
対象建築物 木造住宅耐震診
断者派遣事業の耐震診断結果

建築物の耐震やアスベスト
で、上部構造評点が1・0未
満の住宅（①一般耐震）先着
4戸（②簡易耐震）先着4戸
対象 本市在住で対象住宅を
所有する個人
補助金額 耐震改修費用の3
分の1（①は上限50万円②は
上限25万円）

■アスベスト分析調査

対象建築物 解体予定がなく、
吹き付けアスベストなどが施
工されているおそれのある市
内の民間建築物、先着2棟
対象 対象建築物の所有者
補助金額 上限25万円
申し込み 以上の2つは12月
21日(金)までに市役所建築指導
課へ直接

中小企業を全力でサポート 事業所税の減免割合を拡大

問い合わせは 市民税課 ☎898-5961

事業所税は、人口30万人以
上の都市にある事業所などに
課せられる税で、本市は平成
22年度に課税を開始しました。
地域経済の柱である中小企
業を支えていくため、資本金
1億円以下の中小企業者など
の事業所税減免措置を、本年
度からさらに強化しました。

ことし6月1日以後終了する
事業年度分の申告から、下表
の減免割合に変更します。
■申請は納期限7日前までに
減免を受けるには、納期限
の7日前までに市役所市民税
課へ申請が必要です。詳しく
は問い合わせるか、本市ホ
ムページをご覧ください。

事業所税の減免割合	
事業年度が終了する日が属する期間	減免と納付の割合
平成22年6月1日～昨年5月31日 (平成22年1月1日～12月31日)	5/6 1/6
昨年6月1日～ことし5月31日 (昨年1月1日～12月31日)	4/6 2/6
ことし6月1日～来年5月31日 (ことし1月1日～12月31日)	5/6 1/6
来年6月1日～平成26年5月31日 (来年1月1日～12月31日)	5/6 1/6
平成26年6月1日～平成27年5月31日 (平成26年1月1日～12月31日)	5/6 1/6
平成27年6月1日以降 (平成27年1月1日～12月31日)	減免終了

※()は個人の課税期間

減免割合 納付割合